

平成29年度

東近江市農業委員会  
第1回農業振興部会議事録

1. 開催日時 平成29年5月25日（木）午前9時30分から午前11時30分
2. 開催場所 東近江市役所 新館313議室
3. 出席委員 20人 欠席委員 無し

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	11	出
2	出	12	出
3	出	13	出
4	出	14	出
5	出	15	出
6	出	16	出
7	出	17	出
8	出	18	出
9	出	19	出
10	出	20	出
会長	出	議長	15番委員

#### 4. 農業委員会事務局職員

局長	出
次長	出
主幹	出

#### 5. 議題

- (1) 平成29年度農業振興部会活動について
- (2) 遊休農地等農地利用状況調査について
- (3) 「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書策定活動について

## 6. 会議の概要

議 長 ただ今から、東近江市農業委員会 平成29年度第1回農業振興部会を開会致します。  
部会の現数20名のうち、現在の出席者数は20名、欠席者数は無しであり、この部会は成立致します。  
続きまして、議事録署名委員の指名であります。  
議席番号11番 ●●●委員、12番 ●●●委員を指名致します。  
どうぞ、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、協議事項に入ります。  
最初に、「平成29年度農業振興部会活動について」を議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議題1「平成29年度農業振興部会活動について」をご説明させていただきますが、その前に、現在の体制が今年7月23日に任期満了となり、7月24日からは新体制へ移行いたします。現在、円滑な移行に向け、運営体制、既存事業の執行体制の見直しなど検討を進めているところです。本日提案させていただく資料は、農業振興部会の今日までの活動を新体制へ継承する形で進めていただくことから、文章中には新体制の名称を括弧書きで表記していますので、ご了承をお願いします。

それでは資料番号1番をご覧ください。平成29年度農業振興部会活動案について提案させていただきます。農地利用状況調査及び利用意向調査と遊休農地等の解消指導・解消実践活動の推進についてです。平成21年度に農地法の改正がされ、管内農地の全筆利用状況調査が規定されたことを受け、農地利用状況調査として実施いたします事前の地域調査や、農業委員・市農業再生協議会による全体調査等を実施して、遊休農地の集計を行った後、委員の皆様には解消活動を進めていただきたいと考えています。

まず(1)の事前地域調査については6月中旬から7月中旬に実施し、この調査に基づき(2)の全体調査を農業委員会、市農業再生協議会により8月下旬に予定をしています。今年度については7月24日から新体制に移行することから、8月下旬の実施を事務局では考えています。(3)の全体調査結果による遊休農地についての集計作業を9月から10月にかけて行います。その後は(4)耕作者不在農地の把握、(5)農地の利用意向調査を行います。(6)農地中間管理機構への協議の申入れ、協議の勧告等の措置については平成26年度の農地法の改正により遊休農地対策の強化が図られました。これにより、遊休農地を確定し、利用意向調査結果に基づき中間管理機構へ協議の申入れ、協議の勧告を行うことになりました。また、平成28年度の税制改正により、平成29年度の課税より機構へ協議の勧告をおこなったものについては固定資産税の課税を強化されるという形になっています。②に記載していますとおり、利用意向調査において、所有者から表明された利用意向のとおり利用されていない場合や利用意思がない場合、6ヶ月後において所有者に対し、中間管理機構と協議すべきことを勧告

することとされています。ただし、中間管理機構が借受けない等正当な理由がある場合は除くとされており、勧告は行わないことになっています。昨年度は機構へ事前の情報提供を行った結果、勧告対象農地はないという結果になりました。続いて2ページをご覧ください。2. 遊休農地の利用調整、解消活動の展開へとつなげていきたいと考えています。(1) 遊休農地の解消指導、解消実践活動の展開として、解消地域担当チームを編成し、遊休農地の解消を図るとともに、解消を通じて市内に広く遊休農地の解消や防止を啓発していただきます。

また、中間管理機構への貸付けが適当な農地については機構への貸付けを促し、解消を図っていただきたいと考えています。

次に3. 農地中間管理機構等による農地の利用調整と担い手等への利用集積の推進についてです。(1) 農地の利用集積については、農業水産課、農地利用円滑化団体、中間管理機構と連携し、農地利用配分計画により担い手への農地の利用集積を推進していきます。(3)には中間管理機構の関連業務として、①出し手からの申出農地に係る権利関係の確認、②貸付け基準に基づく受け手の事前調整会議(マッチング会議)への参画、③借受け農地の農地利用集積計画については、農地部会(総会)で審議・決定していただきます。⑤番目には、農地貸付けの権利設定について、農地台帳システムにおいて管理を行うこととしています。平成28年度の結果を見ますと、225haの集積が図られ、過去3年間で約1,797haの集積結果となっています。今年度についても、2回の募集が行われるということで、6月と10月に募集される計画になっています。

⑥番目の税制改正に伴う中間管理機構貸付け農地の税軽減措置への対応です。今年度課税からの対応ですが、昼間管理機構に10年間以上貸付けの場合には、固定資産税の軽減措置が設けられ、昨年度情報提供した軽減対象の農地も含めて、今年度についても市課税部局に農地昼間管理権の設定情報を提供を行っていききたいと考えています。

続いて農業委員会活動の見える化についてです。

昨年度から建議に代わり取り組みいただいた農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出ですが、この施策をPDCAサイクルにより改善していくため、農業委員活動を通じて得られた知見に基づき行政や市議会に意見書を提出します。今年度についても地域別の農地最適化施策検討チームを編成し、こんな取り組みをと提案するような形の具体的な施策として意見書に反映する事項をまとめていただきたいと考えています。また、女性ならではの視点での声を反映させるため、女性部会の皆様につきましては、独自で意見をまとめていただく作業をお願いしたいと思います。そして農業委員会全体として意見をまとめて、意見書としてまとめていきたいと思っています。意見書の提出については、平成30年度の予算編成時期を捉えて、10月中旬に市行政、市議会に意見書を提出する予定をしています。後ほど資料3で詳細の説明をさせていただきます。

続いて4ページになりますが、2. 担い手育成支援活動です。(1) 農業委員会と関係機関が連携いたしまして担い手育成確保を図る。(2)に青年等の就農計画の認定業務について積極的に関与し新たに農業経営を営もうとする青年の育成確保を図っていきます。(3)には「地域農業マスタープラン(人・農地プラン)」の策定支援について関係機関と連携いたしまして、担い手確保や農地の利用集積を図っていく。(4)には「滋賀県地域農業戦略指針」に基づき、地域戦略

推進会議と連携し、農業の持続・発展と、活力ある農村づくりに向け取り組みを進める。(5)には、認定農業者の掘り起こしや再認定の推進、日常活動における地域営農組織の育成、法人化の推進、地域の世話役として農業者や地域の自発的な取り組みにつながるよう支援を行うなど、年間を通じて取り組んでいきたいと考えています。

続いて3. TPP参加阻止に向けた要請活動です。これについても引き続き、「TPPから県民のいのちと暮らし／医療と食を守る県民会議」や全国農業会議所、県農業会議と連携し、TPPから将来にわたって地域農業を守っていくよう参加阻止に向けた活動を展開していきたいと考えています。

4. 地域農業・農村施策への支援活動です。(1)地域農業マスタープラン(人・農地プラン)、(2)農村振興基本計画(アグリプラン)、(3)東近江市地位農業戦略指針などの農業や農村の振興政策の取り組みに対して、積極的に協力・支援活動を行い、地位農業の振興を図っていきたいと考えています。

続いて5ページになりますが、5. 家族経営協定の推進です。認定農業者を中心に家族経営協定締結の推進を年間を通じて図っていきたいと考えています。(6)番目の農業委員会だよりの発行についてですが、特別号ということで、新たな体制になった特集を行い事務局で製作する農業委員会だよりを8月に発刊したいと考えています。また例年の委員会だより平成29年度版の発刊については、農業委員会活動や農業に関する様々な情報を掲載し、農業情報の提供を行っていききたいと考えています。編集委員会については、11月から2月に開催し、2月には29年度版の発刊をしていきたいと思っています。

7番目に、女性部の活動についてです。女性部の皆様につきましては、すでに活動を開始していただいております。食育啓発劇を市内幼・保の児童や保護者を対象に現在実施をしていただいております。また、(3)の意見書についても、女性の視点に沿った農業経営の意見を女性部としてまとめていただき、意見書への反映を進めていただきたいと考えています。

8. その他として、(1)新農業委員会体制への円滑な以降についてですが、委員会の運営体制、また既存事業の執行体制の見直しなどを行いながら、新たな体制を構築していきたいと考えています。また、(2)農林水産まつりについては、今年度は11月4日(土)に農業水産課の方で計画いただいております。生産者と消費者の相互理解を深めるため検討委員会を設置し参画していきたいと考えています。

以上が計画です。

次のページのA3版については、平成29年度の農業委員会農業振興部会の活動計画案ということで、それぞれ月別に活動計画を記載しています。

さらに次のページには、遊休農地対策と農地中間管理機構による農地集積対策について、それぞれ進行計画表として月別にまとめています。先ほども申し上げましたように、今年度の中間管理機構の受付も2回開催される計画をされていますので、その内容についても記載しています。

最後のページになりますが、参考資料ということで、遊休農地に関する措置の流れを、昨年度からの遊休農地の取り組み、そして今年度の取り組みにつなげていく内容を流れとしてまとめています。

以上、平成29年度の農業振興部会の活動について説明をさせていただきました。

議長 事務局の説明が終わりました。  
平成29年度農業振興部会活動について、ご意見をいただきたいと思います。

10番 農地中間管理機構が今まで預かれなかった部分、引き受け手がなかった部分について、地権者だけの問題なのか、地域全体として考えるのかしっかり話し合って協議していただきたい。協議会の中でどういう方向性があるのかも含めて協議をしていただければと思います。基盤整備ができていないところはある程度分る訳で、農業者の高齢化が進む中で、事前にそのような地域が予想できれば、そこに対する取り組みも事前に考えておくべきではないかと思います。的を絞った地域への指導を考えてもらえればと思います。  
もう一つは女性部会の件ですが、次の体制では女性は3名、半減します。その中で、今までと同じ活動はできないのではないかと心配します。男性も巻き込んだ活動にするか、女性部活動をそのまま続けられるシステムを作らない限り、続けられないのではないかと思います。啓発劇なり今まで目に見える活動を女性が担ってきた部分があり、それを全て3名でというのは無理だと思う。農業委員会としてどういうバックアップができるか、あるいは農業委員会の枠を超えた協力体制をつくるか、その方向性をしっかり考えておかないと、活動計画を先に出してしまうと計画倒れになってしまうといけないので、次期の女性委員の意見をしっかり踏まえたうえで考えていただきたいと思います。

事務局 中間管理機構の引き受けにつきましては、当然ながら耕作条件のよい農地については、人・農地プランに位置付けられた担い手等へスムーズに貸付けられていますが、遊休化した農地等、耕作条件が悪い農地や圃場整備ができていない農地等については、県の中間管理機構では、担い手に、借りておられる農地と併せて条件の悪い農地も引き受けてほしいということで推進されているのが現状です。ですが、中間管理機構は作り手がないと引き受けられないというのが前提になりますので、条件が悪い農地が集団的にある地域では作り手がなくなかなか機能しない状況です。今後、農業委員会としてもどういう方法が取れるか検討させていただきたいと思います。  
女性委員の活動につきましては、現在の部会長には既に新体制における活動についてどう考えておられるか、ご意見を求めさせていただいております。そのご意見もお聞きしながら、新体制での活動の推進体制について検討を進めております。人数が減る中で、部会として存続させるのか等も含めて、現女性部会にはご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。女性部会ありきと考えているものではありません。

6番 農業委員の数が半減する中で、今のように農地部会、農振部会、女性部会というような組織体制ができるかということもあるし、次の農業委員会の役割が、今までのような農業振興施策をというよりも、農地の集積、遊休農地対策だけのような形になってきている中で、これだけの内容の活動ができるかということも考えないといけないのではないかと。また、中間管理機構は当初見込まれたような集積の機能ができておらず、農業委員会に責任を転嫁されたようなことになってきて

いるが、もっと機構が機能するように市の部局からも政府や農水省に働きかけて提言してもらわないといけないのではないか。

13番 一昨日の農業新聞に、集積率がかなり落ちてきているという記事がでていたが、その記事の中に、農業委員会に責任を持たせるような書き方が既にされている。委員会としてもきちんとした取り組みの方向付けをしていかないといけないと思うし、市長部局からも県、農水省に言ってもらわないと、「集積率が落ちている、農業委員会がんばれ」ということになってしまう。これはおかしいと思うが、どうか。

それと、今の遊休農地の調査について、不作地や低利用農地の管理がどうなるか再生協議会とも詰めていかないといけないが、蒲生地区はややこしい農地ばかりあがっており、今までの経過もあるので、次の段階に行くためにも一度話をしたいと思っても、所有者は何年も前から事務局に相談もされており、いきなり農業委員が出て行くとトラブルになりかねない。事務局ともきちんと詰めていかなければならない部分がたくさん出てくると思う。中間管理機構は当初農地を全部引き受けるような言われ方をされていたが、滋賀県はいち早く、遊休農地で塩漬けになっている農地は機構は預からないという方針を出した。その辺をきちんと詰めていかないと、最適化推進委員を含めた農業委員会が、大きな荷物を背負わされることになるのではないかと懸念する。事務局でも一度きちんと考えてもらいたいと思う。

事務局 中間管理機構の手続き上の窓口は農業水産課にありますが、農地集積や遊休農地対策は、確かに農業委員会の方に責任のウェイトが来ているような状況です。農政の大きな柱として、遊休農地、集積が位置付けられるのが本来ではありますが、そういう形になかなかないのが現状です。農地利用最適化の意見提出もありますので、その中でも行政への提案をしていく一つの項目にさせていただきたいと思います。また、新体制については、人数が半減するというので、まだ検討は必要ですが、今のところ専門部会を持つことは考えていません。月例総会の中で、転用の許可や最適化の関係、農業振興の関係も審議や協議をしていくという形を検討しています。それと、必要な場合は任意の小委員会を組織し、機動的、集中的に議論してもらおう、そのような形を現在考えているところです。

10番 これからの農業についてですが、滋賀県でも従来の米・麦・大豆からの転換が求められており、野菜作りや6次産業化が求められています。農業新聞にも、東京農大の入学者が女性が男性を上回ったという記事が出ており、この前、八日市南高の先生と話したときにも、女性の割合が増えてきている、夢や希望を持って入学してくる女性が多いということでした。これからの農業委員会も、地域の農地を守るということに加えて、新たな役割を課せられる部分があると思います。新しい担い手をつくるという部分にも目を向けていただきたい。新しい農業委員会づくりのなかでも考えていただきたいと思います。

事務局 農業振興部会の活動の中でも、新規就農者への支援は重要視させていただいてい

るところです。新たな取り組みについても、これから提案させていただく意見書の作成活動の中でも定義付けていきたいと思ひますし、新しい農業委員会の中でも、小委員会等を設けて、そのテーマに沿って検討していく必要もあるかと思ひますので、ご意見としてお聞きしたいと思ひます。

議 長 今、何人かの委員に貴重な意見を出していただきました。今、国からは圧力を受けており、農協や農業委員会が大きく変わらざるを得ない状況です。その中で、委員の数は減るのに業務は同じだけこなしていかなければならない。また、中間管理機構から漏れた農地をどうするのかという問題も大事かと思ひます。そういったことを含めて、新たな農業委員会の中で検討していかなければならないと思ひます。事務局とも相談していきたいと思ひます。他にご意見はございませんか。  
(異議なし)

議 長 それでは、平成29年度農業振興部会活動についてはご承認をいただいたものといたします。

議 長 それでは、次に「遊休農地等農地利用状況調査について」を議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議題(2)遊休農地等農地利用状況調査について説明させていただきます。資料番号2番をご覧ください。  
利用状況調査、遊休農地等の指導の進め方について提案させていただきます。  
まず、遊休農地の調査結果の推移ですが、平成27年度においては242筆、116,581㎡、平成28年度遊休農地結果は、80筆、77,849㎡となっています。平成28年度の数値が大きく減少していますのは、昨年9月の農業振興部会で、全体調査結果を踏まえ、荒廃程度の最終判定でB分類については遊休農地から除くとの方針を決定いただいたことによる結果です。  
平成28年度の取り組みについてですが、地域の事前調査を6月15日から7月15日にかけて、地域の農業組合長様に依頼をして調査を実施していただきました。依頼した農地は、前年度の遊休農地363筆、168,518㎡で約16.8haを調査いただきました。また、新たに発生した遊休農地についても報告をいただきました。2ページ目ですが、地域調査の結果に基づき、農業委員39人、市農業再生協議会や職員も含め62人体制で、8月4日に全体調査を実施しました。全体調査は、15班編制で行い、調査範囲を69町、570筆、345,936㎡として実施いただきました。最終的に、調査当日新たに加えた調査対象を含め、575筆、346,383㎡について調査を行いました。その結果、遊休農地と判断した農地については、昨年9月の農振部会において、荒廃程度をB分類と判定した農地、及び生産調整対象農地を除くこととし、遊休農地総数は80筆、77,849㎡、約7.8haという結果になっています。以上が平成28年度の取り組み内容です。  
続いて3ページですが、平成29年度の取り組みについての検討です。調査の変

更点はありませんが、4ページにかけて調査の定義と集計の取扱いについて記載しています。進め方、スケジュールについてですが、今年度も地域事前調査を各地域の農業組合長様に依頼し、実施していきたいと考えています。6月中旬には発送予定で現在準備を進めています。7月中旬までを期限として、各地域農業組合長の協力をいただき事前調査を進めたいと考えています。5ページですが、全体調査については、市農業再生協議会、農業委員会が合同で今年度も実施いたします。新体制移行後の8月下旬に実施する予定をしております。調査方法は新体制移行に向けた事業見直しにより変更となることありますが、現時点では、15程度の班編成を行い、地域事前調査報告結果を中心に、周辺も含めて実施して行きたいと思えます。

9月から10月にかけて事務局で集計を行い、6ページになりますが、新たに設置される農地利用最適化推進委員については、遊休農地の解消指導、解消実践活動へとすすめていただきたいと思います。活動時期として、指導活動を1月から2月にかけて、解消計画の作成、全体会議を3月に開催、解消実践活動は4月から5月にかけて、また活動実績の報告を6月の全体会議でと、計画していきたいと考えています。

これらの取り組みについては、2月発行予定の「農業委員会だより」にも、広報活動として掲載していきたいと考えています。7ページですが、指導活動は従来どおり500㎡以上の遊休農地について所有者、または耕作者に対して戸別訪問により指導・意向調査を実施いただき、解消実践活動として担当チームを編成し、指導活動を行った遊休農地のうち、少なくとも1箇所以上のモデルを選定いただくなかで、解消実践活動の取り組みを進めていただきたいと思います。

以上、今年度の取り組みについての説明とさせていただきます。

資料の次ページからは、事前地域調査の資料を添付させていただいています。6月中旬には発送し、依頼する予定をしておりますので、委員の皆様もご了知いただきたいと思います。

以上、農地利用状況調査について、現段階での計画を説明させていただきました。

- 議長 事務局の説明が終わりました。  
「遊休農地等農地利用状況調査について」、ご意見をいただきたいと思います。
- 3番 15班程度編成ということですが、委員が22名で、最適化推進委員もそこに入るということか。
- 事務局 地域の現場活動の一つとして、農地利用状況調査についても、農業委員と農地利用最適化推進委員とが連携して取り組んでいきたいと考えています。推進委員については、今後地域の現場活動を中心にと考えていますので、地域の実情をしっかりと把握いただくという観点からも、連携して取り組んでいきたい、と現段階では考えています。
- 事務局 現在検討中ですが、最適化推進委員は現場で最適化業務を推進するのが趣旨であり、最適化には農地の集積、耕作放棄地の発生防止及び解消ということがあるので、どちらかといえば、推進委員が中心になると捉えられないこともないと思

ます。法改正の趣旨、推進員の設置ということからすると、今までのように、早朝から半日かけて15班編制で、暑い中を無理をお願いして全体調査をするという形がよいのか、各地区ごとに農業委員、推進委員、行政、農協が連携しながらそれぞれの地区のエリア内を踏査して確認いただくというやり方のほうがよいのか、検討させていただいているところです。ただ、各地域の農業組合長に事前調査をお願いすることについては、従来から、地域の農地の状況は地域の農業組合で把握いただきたいという趣旨で実施してきましたので、変わらずに今年も調査依頼をさせていただきたいと思います。

3番 最適化推進委員が1期で無くなるであろうということも聞きますが、3年後は農業委員のみで回るとい方向になることも考えて、中山間地域の山林化した農地は今後農地に戻ることは100%ないので、あそこは調査しなくてもよいように、対象から削除できないのか。

事務局 昨年度もご意見をいただきまして、今年度からは荒廃程度がA分類のみを遊休農地とすることにしています。平成28年度の結果は80筆、77,849㎡という数字で説明いたしました。中山間地の原野化した農地で再生困難と判断いただいた農地は今年度の調査からは外させていただくよう考えています。今回発送する地域調査においても、前年度遊休農地と判定した農地を地図、一覧表に示して地域の状況を確認いただく作業をいたしますが、その調査もB分類と判定した耕作再開が難しい農地は、調査から外していくという形に変えさせていただいております。遊休農地の全体調査の筆数が大きく減少している状況でありますことをご理解をお願いいたします。

10番 B分類を外した場合税がどう変わるかなどのまとめも一緒にやっておかないと、B分類がどんどん増えていって、本来遊休農地であれば税金が上がって遊休化の防止になっているのが、他人に迷惑をかけるような遊休農地が増えないか、遊休農地のB分類が広がらないかということについても考えておかなければならないと思います。

事務局 仰るとおり、昨年度、B分類に最終判定いただいたときも、現状のみを見ての判断は非常に危険であるのご意見もいただきました。周囲に与える影響、今後荒廃農地が増えるのではないかと懸念されるような場合は、A分類として管理して、指導していく。そういったご意見をいただきましたので、部会でB分類と判定した農地も周囲の状況を見てA分類に戻した例もあります。従って、全体を見た中で、今年度もB分類の最終判定は慎重に判断していきたいと思います。また、B分類と判定した農地も、農地台帳上では農地として扱います。国の方針は、B分類と判定した農地は、非農地判断して農地から外すよう通達が来ていますが、農振農用地、いわゆる青地のまま非農地判断すると、色々問題が生じることから、市の農業水産課とも連携しながら今後検討していくべきことだろうと思います。もう一点、課税についてですが、固定資産税は原則、現況課税ですので、登記地目が農地であっても、1月1日現在の現況が何であるかを判断して課税されています。

- 8番 昨年、永源寺地域の調査に行きましたが、凶面の農地の場所が何処にあるか本当に分らず苦労いたしました。そういったことから、状況をよく分っている人、あるいは地域の方が回らるれことも含めて検討していただきたい。
- 事務局 昨年度のことは事務局でも反省点でありますし、今年度は新たな体制への移行と併せて、スムーズに調査していただけるよう考えたいと思っています。
- 5番 中山間地でなくても、平地でも過疎化、少子化が進んでいる。今後、農業委員会も行政とのやりとりを今まで以上に頻繁にやっていただきたい。
- 6番 新たにできる最適化推進委員については、業務の内容をはっきりと位置付けをして、頑張ってもらえるよう準備をお願いしたい。
- 事務局 各地区に最適化ブロック会議を置き、それを中心に活動してもらおうとは考えています。現行でも、転用、遊休農地、斡旋などについても、地区担当と広域担当という形で取り組みいただいております。最適化推進業務は、推進委員だけの業務ではなくて、農業委員も同様の役割を担っていただくことになるので、検討させていただき、今後ご意見もお伺いしながら、円滑に動くように提案させていただきたい。
- 会長 こういった調査は今までは農業委員会が主体でやってきたが、体制も変わり、農業委員の数も減ることになる。事務局も半減するようなこともないとはいえないので、今後は市の農林水産部からも出てきてもらって、農業水産課も含め一緒にやっていくという方向に変えていかないといけない。
- 10番 今まで自己保全という形で認めてきた部分は、遊休農地予備軍のようなもので、本当は作り手がない農地ですから、今後の有効活用を考えていく上では、自己保全農地がどこに固まってあるのかということも見ておくべきだと思います。
- 5番 自己保全農地が増えているのは何故か。
- 10番 耕作しにくく、作り手がない農地が、自己保全農地になっていくということだと思います。兼業農家の耕作者が高齢化し、また機械も老朽化・故障すると作れなくなる。今の農業社会の問題点そのものだと思います。
- 事務局 自己保全農地は、ある意味遊休農地との境目にあり、水田はまだしも、畑地で困っておられることが多いと思いますが、一方で農村丸ごと保全対策に160近くの集落が取り組まれており、その活動区域内で遊休農地があった場合は、その年に解消するということが補助金の条件になっていることから、遊休農地をまとめた情報は毎年、事務局から丸ごとの担当課に提供して、改善の指導をしてもらっています。それがある意味の抑止力になっていると思います。国は以前から農業を産業として効率化を図っていくという方針の一方で、地域政策として丸ごとを位置付けています。圃場整備ができていない集落でも、農地・水の取り組みを契

機として集落の皆さんの関心が集まり、集落の農地を将来どうしようかという話に結びついていくと思います。集落全体で農地を守るという取り組みにつながるのではないかと思います。

議長 他にご意見ございませんか。  
たいへん多くのご意見をいただき、ありがとうございました。今後に生かしていきたいと思います。  
それでは、「遊休農地等農地利用状況調査について」は、ご承認いただいたものといたします。

議長 それでは、次に「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書、策定活動について」を議題と致しますので、ご協議をお願いいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは3番目の「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書、策定活動について、資料3でご説明させていただきます。  
この取り組みにつきましても、現農業委員から活動を開始していただき、新体制の委員へ引き継いでいくという形になります。  
昨年度の法改正により、農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、行政機関に対し改善意見を提出することが法定化されています。このことから、農業委員らが、主たる任務である担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくため、日頃の世話役活動や地域の声の積み上げ活動を通して、地域における農政や農業振興、地域振興等の意見や意向などを聴取しながら、地域農業などの課題や問題点を掘り起していただき、農業委員会としての農地等の利用の最適化の推進に関する意見書を策定していきたいと考えています。  
策定活動については、最適化施策検討チームを編成し、日頃の世話役活動や地域の声の積み上げ活動を通して、検討チームごとに改善意見をまとめていただきたいと思います。また意見につきましても、農業振興部会、新体制においては総会におきまして、「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書として決定していきたいと考えています。  
チームの編成については、地域ごとの課題が異なるということがありますので、市内を旧市町単位にそれぞれの地域に属する地区担当農業委員さん、また新体制では農地利用最適化推進委員さんを含めまして、最適化施策検討チームとして配置し、6つの最適化施策検討チームと女性部会を含めたチームを編成いただきたいと考えています。  
現段階では、現農業委員さんを6つのチームに編成させていただいております。5ページ目に、別紙1、チーム編成表を添付しております。後ほどご確認いただきたいと思います。また、部会終了後で結構ですので、検討チームごとに正副リーダーを選出いただきたいと思います。  
また、検討チームによる改善意見のとりまとめについては、チームごとに自らが把握や感じておられる地域農業などの課題や問題点、また、必要に応じて地域の声の積み上げ活動を行っていただき、地域における「農地等の利用の最適化の推

進」に関する改善意見を具体的な施策として盛り込みまとめいただきたいと考えております。

2ページ目の③になりますが、地域における「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見に反映する事項のとりまとめということで、「こういった取り組みが必要である」というような具体的な施策を提案する形で、意見をとりまとめ票にまとめていただきたいと思います。6ページにはとりまとめ票、7ページ目には記載例も用意させていただいています。また、最終ページには参考資料として、昨年度策定いただきました意見書の概要版を付けさせていただいております。

また、チーム会議を進めていただくための場所については、必要に応じて市の会議室をご利用いただきたいと思いますし、各支所等の会議室もご利用いただけますので、チーム担当の事務局職員に声をかけていただきたいと思います。

4ページ目ですが、意見書決定までのフロー図をご確認ください。こちら、新体制移行後も継続した形でのフロー図としておりますが、7月14日までにそれぞれのチームで意見書の作成をしていただきたいと思います。また女性部につきましても、女性の意見を反映していただき、7月14日までにそれぞれとりまとめ票を事務局へ提出をお願いしたいと思います。意見書案を事務局でまとめまして、新体制へ引き継いでいきたいと考えております。10月10日の総会で意見書を決定いたしまして、その後市行政、市議会へ申しれを行っていくよう考えております。

以上のような意見書作成に向けてのスケジュールで進めていきたいと考えているところです。

本日この農業振興部会が終了後に、各検討チームの正副リーダーを選出していただき、事務局にご報告をお願いしたいと思います。なお、リーダーについては農業振興部会から出ていただく形でお願いします。

以上です。

- 議長 事務局の説明が終わりました。  
「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書、策定活動について」ご意見を  
いただきたいと思います。
- 5番 今年は農業振興部会からリーダーをとっているのではなく、新しい体制も含めて考える  
ほうがよいのではないかと。
- 事務局 意見のとりまとめは7月14日までを期限にさせていただいておりますので、農業  
振興部会の取り組みの一つとして、リーダーについては振興部会からお願い  
したいと思います。事情によって、各チームの中で交代されることは結構かと思  
いますが、農業振興部会の取り組みの一つということで進めていただくことをご提  
案させていただいたところです。
- 議長 他にありませんか。
- 会長 7月から新体制になると部会制もなくなるかもしれないという中で、新体制に移  
行後の姿を見て決めていかないと難しい部分もある。

5番 現委員が残られる地域もあると思うので、繋いでもらえる。それも考慮して決めてはどうか。

事務局 現体制の中で、農業委員さんからの意見反映は事務局で把握させていただきたいと思います。最適化についての意見は、最適化推進委員には必ず意見を聞かなければならないとされていますので、事務局でまとめて一つに整えて、その一つにした案について、新しい体制の農業委員さん、推進委員さんに意見を求めていきたいと思います。来年からは、ブロック会議の中で検討していくことになろうと思いますが、今年については今申し上げた形で進めたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

14番 現委員が任期直前に意見を取りまとめて出すというよりは、たたき台として作ったものを新しい体制に渡して、新しい委員の意見をいれたものにしたほうがよいと思うので、期限を1ヶ月ほど遅らせばどうか。また、リーダーの選出についてはブロックにまかせてもらえばよいと思う。

事務局 事務局として提案をさせていただいたものですが、まとめていただいた意見全てをそのまま完成品として10月に提出するという事は考えていません。新たな体制での最適化推進会議等で当然ご意見をいただき、新しい委員の皆様のご意見も取り入れながら、最終の意見書としてまとめていきたいと考えておりますので、ご迷惑をおかけいたしますがご協力をお願いしたいと思います。  
また、チームのリーダーについては、ご意見をいただきましたように、農地部会から出していただいても結構かと思っておりますので、進めていただきやすい体制でお取り組みいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 他にご意見はありませんか。  
(意見なし)

議長 無いようですので、「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見書、策定活動について」は、ご承認いただいたものといたします。

議長 本日の議題、全般を通してご質問等ございませんか。  
(質問等なし)

議長 特に質問等ないようですので、本日の協議事項は終了といたします。  
ご協力ありがとうございました。

閉会 11時30分 終了

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

1 1 番

1 2 番